

# 神通川水系流域委員会の進め方

令和4年（2022年）9月12日  
北陸地方整備局 富山河川国道事務所

# 目 次

- 1 流域委員会の目的 . . . . . P2
- 2 神通川水系河川整備基本方針と河川整備計画 . . . . . P3
- 3 河川整備計画の点検 . . . . . P4
- 4 事業再評価 . . . . . P6

# 流域委員会の目的

1. **河川整備計画の内容の点検結果について、意見を述べる。**
  - ①流域の社会情勢等の変化
  - ②地域の意向
  - ③事業の進捗状況及び進捗見通し
  - ④河川整備に関する新たな視点
2. **河川整備計画の変更が必要となった場合に、河川整備計画の変更案に対して意見を述べる。**
3. **河川整備計画に基づく事業について、事業再評価（継続や見直し等）や計画段階評価、事後評価について審議を行う。**

# 神通川水系河川整備基本方針と河川整備計画

平成20年(2008年)6月

神通川水系河川整備基本方針 策定

【河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めるもの】

第1～6回 神通川流域有識者会議  
(平成23年度(2011年度)～平成29年度(2017年度))

平成29年(2017年)12月

神通川水系河川整備計画 策定

【概ね30年間における河川整備の目標、河川工事や維持に関する事項を定めるもの】

事業  
実施

令和4年度(2022年度)  
以降

神通川水系河川整備計画の点検

【流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通しについて点検を行うもの】

神通川水系流域委員会  
(令和4年度(2022年度)～)

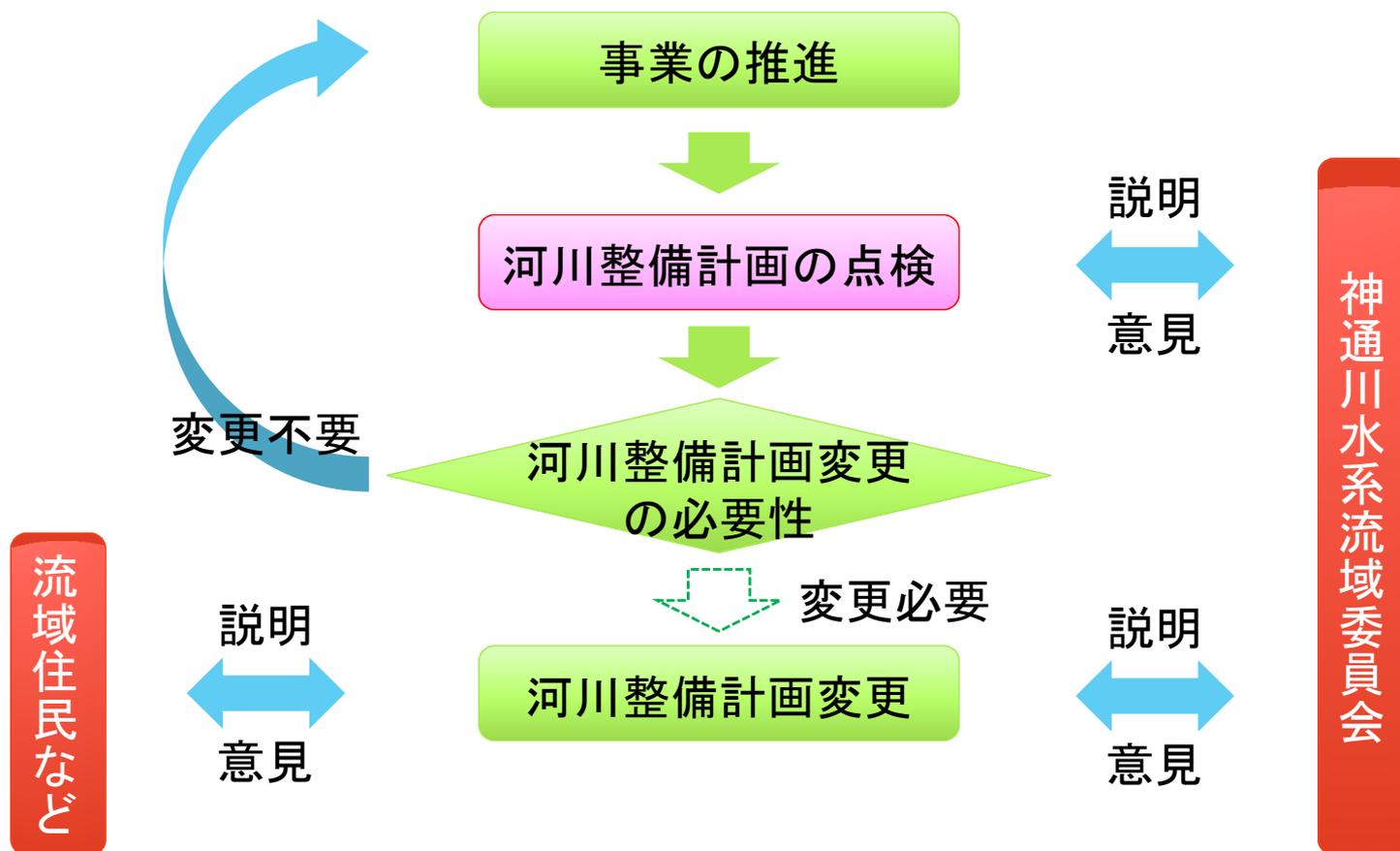
事業  
実施

# 河川整備計画の点検

神通川水系河川整備計画 【平成29年12月 P.1】

## 第1章第1節 計画の趣旨

なお、**本計画は、現時点の**社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後に**これらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画の対象期間内であっても、適宜見直しを行います。**

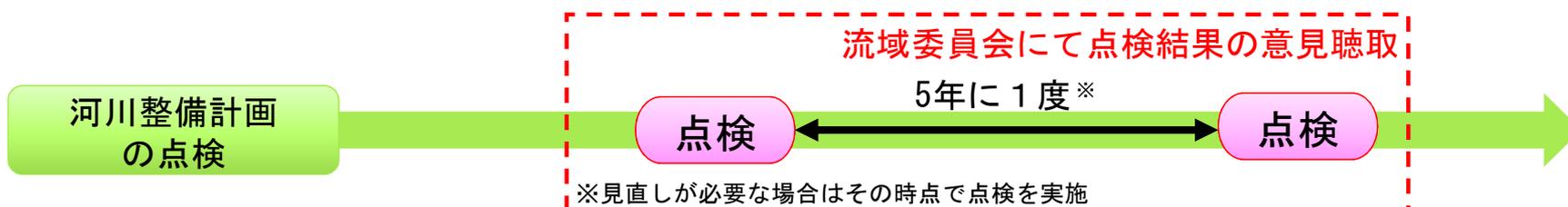


# 河川整備計画の点検

## 点検の内容

策定後の、流域の社会情勢の変化、地域の意向、事業の進捗状況、事業の進捗の見通し、河川整備に関する新たな視点などを適切に反映できるよう点検を実施。

点検の視点	点検内容
1) 流域の社会情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地利用、人口、資産、交通等の変化</li><li>・近年の洪水等による災害の発生状況</li><li>・気候変動による外力の増大</li></ul>
2) 地域の意向	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の要望事項</li><li>・地域との連携</li></ul>
3) 事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業完了箇所</li><li>・事業中箇所の進捗率</li></ul>
4) 事業の進捗の見通し	<ul style="list-style-type: none"><li>・当面の段階的な整備の予定</li></ul>
5) 河川整備に関する新たな視点	<ul style="list-style-type: none"><li>・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえた流域治水への転換</li></ul>



# 事業再評価

## 1. 事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

## 2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

## 3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋

